



## 第1章 旭川市雪対策基本計画策定と

### 中間見直しに当たって

- 1 計画策定と中間見直しの趣旨
- 2 計画の位置付けと期間
- 3 計画の中間見直しに当たって



## 1 計画策定と中間見直しの趣旨

本市の雪対策は、平成17年4月に「旭川市新総合雪対策基本計画」を策定し、効率的かつ効果的な除排雪や市民協働などの取組を推進してきましたが、長引く景気低迷や公共事業の減少、あるいは人口減少・少子高齢社会の進展や多様化・複雑化する市民の価値観やニーズなど、計画策定時に想定した経済情勢や社会情勢に変化が生じています。

こうした中、「旭川市新総合雪対策基本計画」の基本理念や雪対策の現状を踏まえ、将来的に安定した除排雪体制の確保や更なる市民協働の推進など、新たな雪対策の課題や市民ニーズに対応する必要があり、雪対策をさらに推進していくため、これまでの計画を見直し、平成27年に「旭川市雪対策基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画の策定から6年あまり経過し、オペレータの高齢化や排雪ダンプトラックの不足、除雪機械の老朽化など除雪企業を取り巻く環境もより厳しさを増し、持続可能な除排雪体制の確保にはまだまだ多くの課題があることに加え、近年の暴風雪や季節外れの暖気など気象状況の変化への対応が年々難しくなっていることから、これらの課題解決に向けた新たな取組の検討やこれまでの取組の更なる強化を図るため、基本計画の中間見直しを行うこととしました。



## 2 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の位置付け

基本計画は、「第8次旭川市総合計画」を上位計画とし、個々の施策の展開に当たっては、関係する各種計画との整合性を図ります。

### (2) 計画期間

基本計画の期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間としていましたが、令和3年度の間見直しにおける取組を次期計画策定まで十分に検証する期間を設ける必要があることや、上位計画である「第8次旭川市総合計画」との整合性を図ることを目的に、計画期間を令和9年度までに変更します。

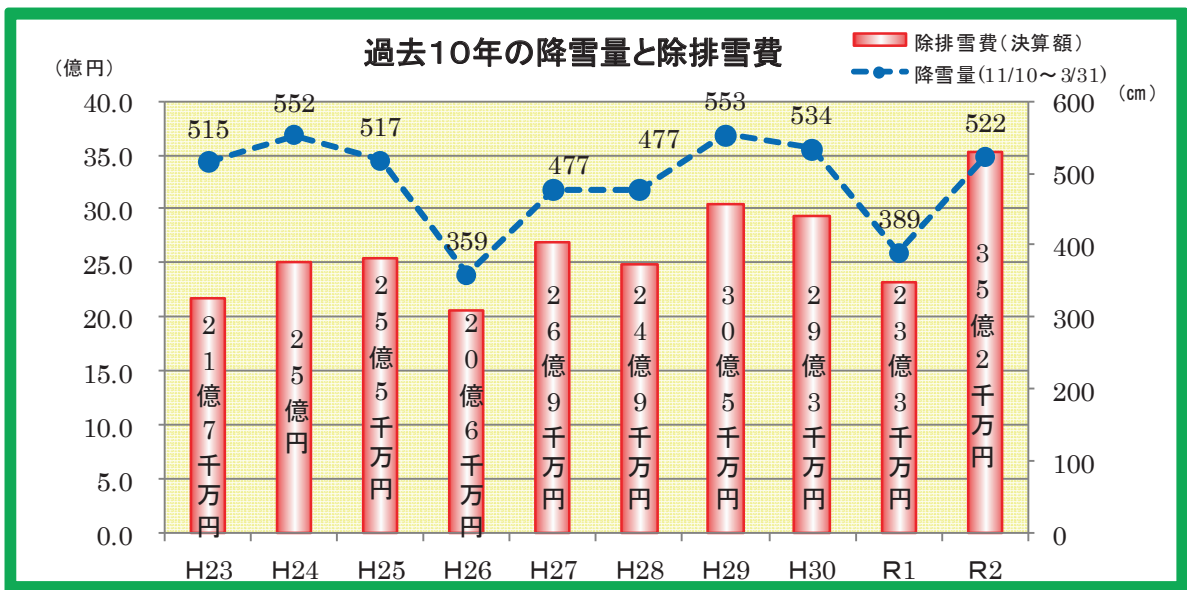




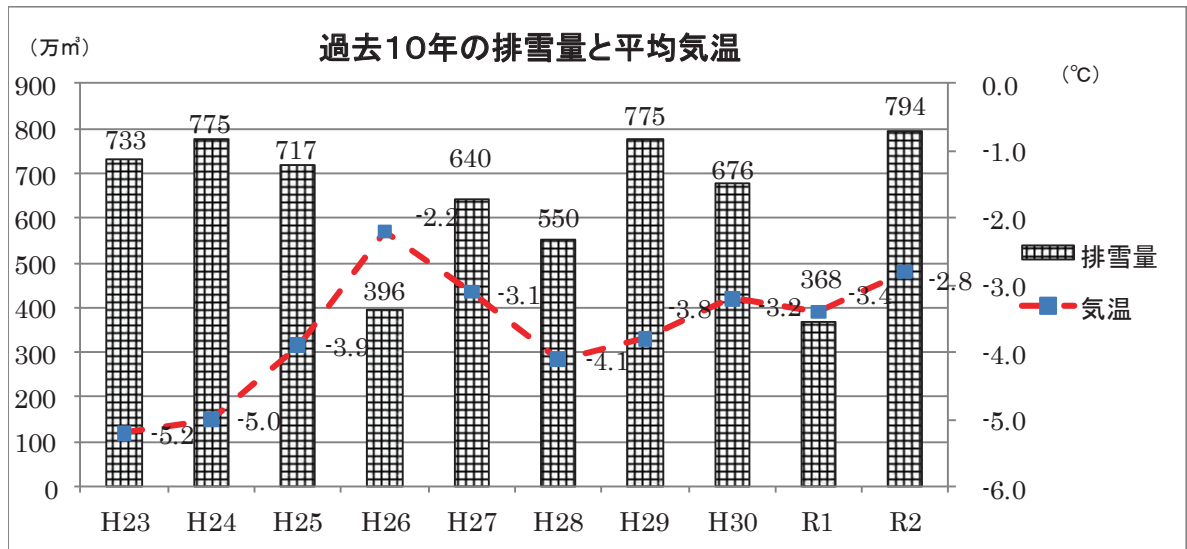
### 3 計画の中間見直しに当たって

#### (1) 見直しに至った背景

近年は、長引く寒波や大雪、暴風雪、急な暖気や季節外れの降雨など、冬期の気候が不安定なため道路の融雪が進まないことやザクザク路面を処理することにより排雪量が増すなど、降雪量にかかわらず除排雪費がかさむ傾向にあります。

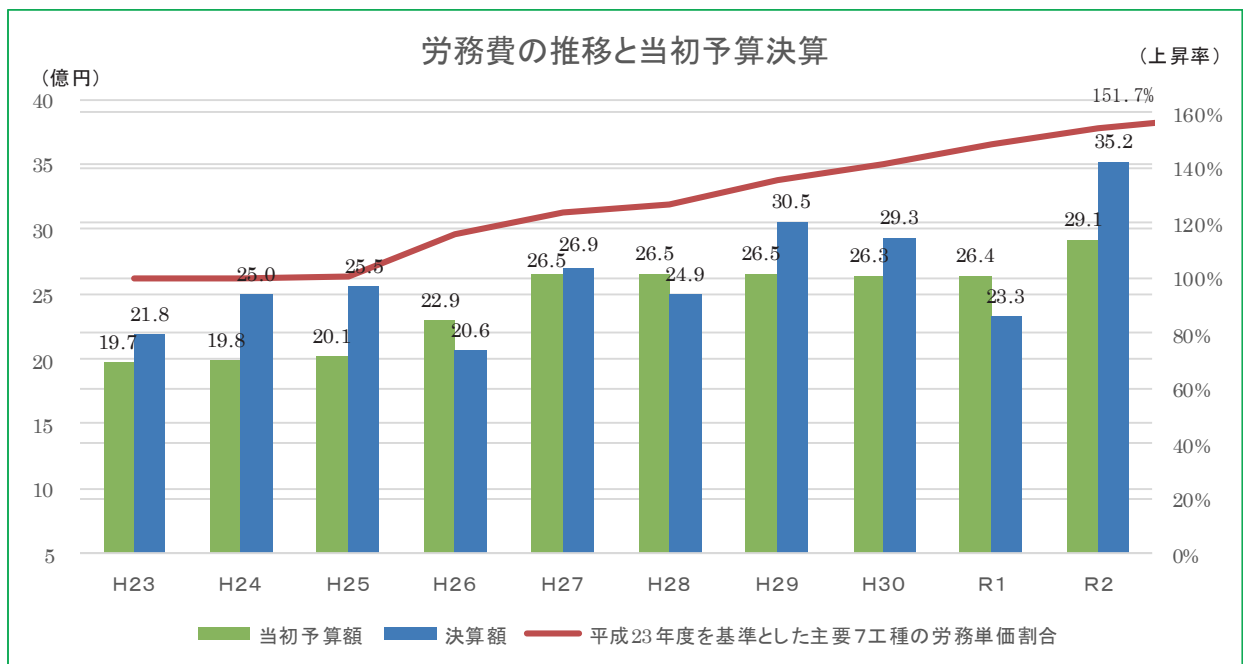


H28	シーズン当初の降雪は多かったが厳冬期の1月～2月の降雪量は少なく推移
H29	年末に低気圧の影響による暴風雪、1月上旬の暖気、2月の低温、3月上旬の暴風雪と降雨
H30	1月31日から2月2日までの3日間で46センチ、2月4日から5日にかけては18センチの暴風雪
R1	シーズンを通して比較的暖かく降雪量・積雪深ともに少なく推移
R2	1～2月にかけて度重なる暖気や暴風雪、3月2日の32センチの大雪により最深積雪109センチ



※平均気温は11月10日から3月31日までの日平均気温の平均

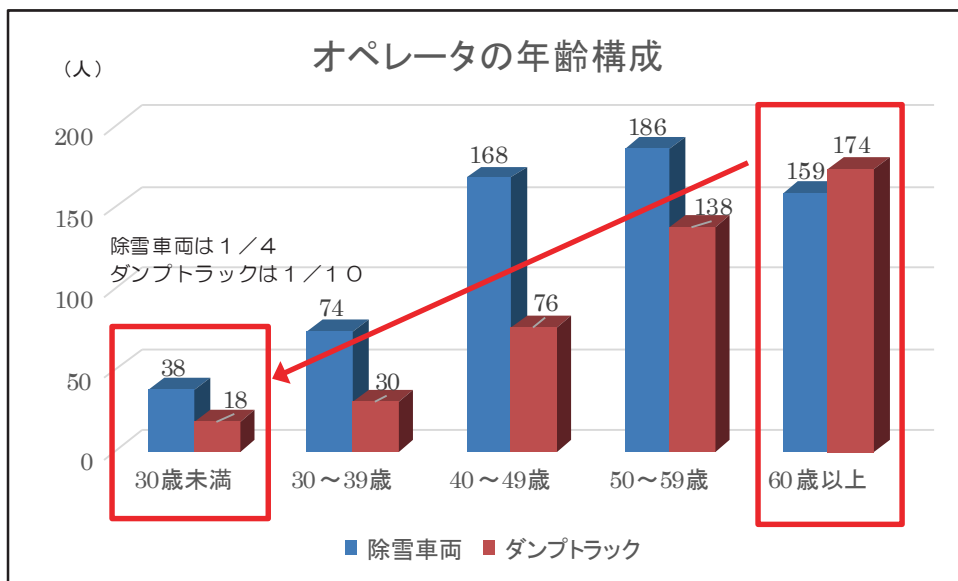
また、平成25年以降、公共工事設計労務単価が上昇を続け、単純平均の伸び率は令和2年度には平成24年度の151.7パーセントにも及び、特に除排雪業務に影響の大きい作業員や運転手、交通誘導警備員などの上昇率は高く、除排雪費が膨らむ要因となっています。





除雪作業に欠かせない除雪車両は、働き方改革や労務単価の上昇に加え新型コロナウイルスの影響もあり、納入価格が高騰化するとともに納車までに日数を要する状況にあるほか、平成22年度には740人いた除雪車両オペレータも令和2年度には625人にまで減少し、60歳以上の割合も20.5%から25.4%と約5%も上昇しており、オペレータの減少と高齢化が大きな課題となっています。

また、年代別でみると除雪車両のオペレータ30歳未満は60歳以上の4分の1、排雪ダンプのオペレータ30歳未満は60歳以上の10分の1と、今後離職していく高齢運転手を補うべき若手入職者の数が不十分で、若年層のオペレータの確保が急務となっています。



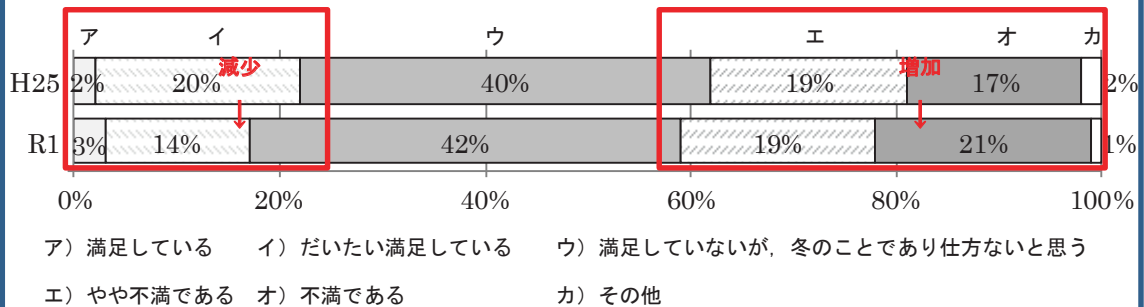


令和元年度に実施した除雪連絡協議会での市民アンケートでは、平成25年度のアンケートと比較して、地域の除雪状況に「ア）満足している」「イ）だいたい満足している」との回答が減少し、「エ）やや不満である」「オ）不満である」との回答が増加しており、市民の除雪状況に対する評価は低下していることがうかがえます。

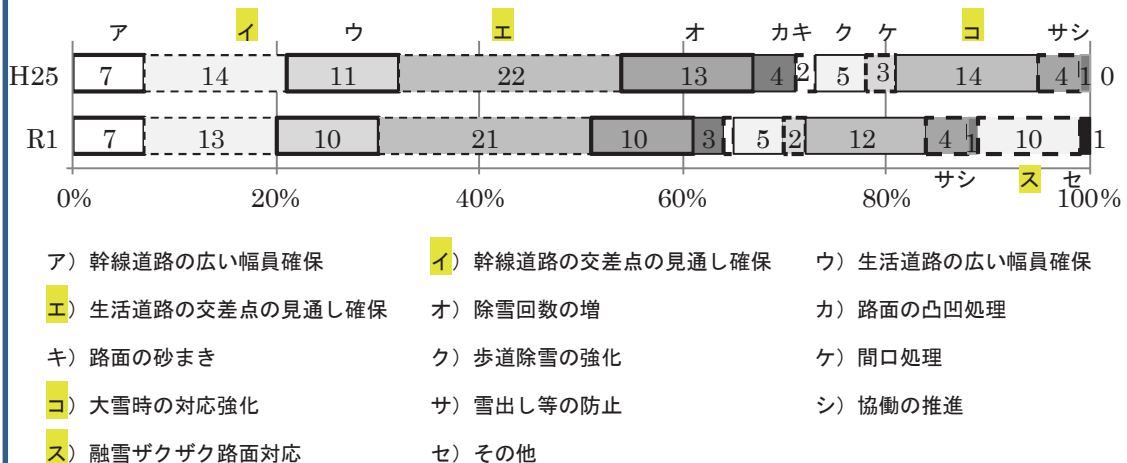
また、除排雪の何を優先していくかとの問いに対しては、「イ）エ）交差点の見通し確保」が最も多く、「コ）大雪時の対応強化」、「ス）融雪ザクザク路面对応」と続いています。

### 令和元年度市民アンケートの結果（平成25年度との比較）

【問】お住まいの地区の除雪状況を総合的に見て、どう思いますか？



【問】除排雪の何を優先して予算を投じていくべきだと考えますか？





このような状況の中、安定した除排雪体制を確保するため、令和元年度から地区間の応援体制の制度化や再委託要件の緩和を実施し、令和2年度には中央・新旭川地区、豊岡・東旭川地区、東光地区の3地区を試行的に統合して、地域間格差の解消や相互補完体制の更なる強化に取り組んでいます。

また、住宅前道路除雪事業においては、対象世帯の増加やオペレータ不足などにより除雪企業の本来の除雪作業の負担となっていたため、令和元年度に地域住民の協力による住宅前道路除雪を試行的に実施し、令和2年度から協力町内会等を拡大して本格運用を開始したほか、除雪作業状況の可視化や帳票類の自動出力による除雪企業の負担軽減を目的に、GPS機能を活用した除雪車両運行管理システムを中央・新旭川地区、神楽・緑が丘・西神楽地区、永山地区に試行的に導入するなど、課題解決に向けた新たな取組を進めています。

このように、除排雪事業を取り巻く環境の変化に対応して、基本計画を基に様々な取組も進めていますが、雪対策に関する課題はまだ多く、今後も一つ一つ課題を解決しながら、雪対策の推進に取り組んでいく必要があります。





## (2) 課題整理と見直しの視点

### ○地区統合の拡大

企業の除雪事業への参入意欲の促進について、基本計画では「除雪業務の通年化と複数年契約」及び「除雪業務の最低補償制度の充実」に取り組むこととしていますが、令和2年度に実施した除雪企業アンケートでは、共同企業体からの途中撤退などにより他社の負担を強いられるリスクを不安視し、複数年契約に慎重な意見が多くあります。

令和2年度に、「企業体内の相互補完体制の強化」や「地区間格差の解消」を目的に、中央・新旭川地区、豊岡・東旭川地区、東光地区の3地区を統合し、一つの企業体で業務を履行する取組を試行的に実施していますが、この地区統合を拡大していくことにより企業体の体制を強化し、途中撤退などのリスクを軽減することで、安定した企業経営と人材の確保や除雪機械等の設備投資等に資する複数年契約など、発注形態の見直しに繋げていく必要があります。

### ○貸与車両の増車

除雪企業が所有する車両は老朽化が著しく、車両維持費用が年々かさんでおり、除雪車両を維持していくことが困難となってきたことから、除雪企業が保有することが難しい除雪車両を市が購入し、除雪企業に貸し出すものとして、平成29年度に除雪車両等更新計画を見直し、令和4年度までに34台の除雪車両の更新や増車を行うこととしています。

除雪車両は、国の交付金を活用して購入することを基本としていますが、交付金の配当率の低下などにより計画に遅れが生じています。

令和2年度の除雪企業アンケートでは、新たな車両の貸与を求める声が強いことから、引き続き除雪企業の負担を軽減するため、除雪車両等更新計画完了後も除雪企業が必要とする車両の増車も検討していかなければなりません。



### ○**圧雪管理基準の見直し（除雪出動基準の見直し）**

本市では積雪寒冷地の気候特色を活かし、路面を30センチメートル程度の圧雪状態にすることで、路肩に積む雪の量を抑え、道幅を確保する圧雪管理基準を設けています。

圧雪管理は、除雪の際に道路脇に積む雪の量を軽減し、生活道路の道路幅をできる限り広く確保するとともに、排雪量の抑制による作業の効率化と経費の抑制効果がある一方で、急な暖気や季節外れの降雨などにより、ザクザク路面が発生し、車両がスタックするなど、交通障害を引き起こすという弱点があり、見直しを求められています。見直したことによって道路状況がこれまでより悪化したり、排雪回数が増えコスト増に繋がるほか、市民生活に影響を及ぼすことが想定されるため、見直しによる影響を踏まえ慎重に検討を進めていく必要があります。

### ○**新たな交差点の雪処理手法**

市民からの要望が多い交差点の見通しの確保については、本市の除雪手法は道路の雪をかき分ける除雪のため、かならず道路のどこかに雪を置いていかなければなりません。除雪の際に道路脇に置ききれない雪は交差点付近に積まざるを得ない状況にあり、交差点の見通しを妨げる結果となっています。

この対策として、交差点付近の幅員確保や45度カットに取り組んでいますが、除雪作業の度に処理することは時間的制約もあり対応できないため、排雪作業時に45度カットを実施することになり、生活道路を全て排雪するには1か月程度はかかるため、それまで悪い状況が続くこととなります。

除排雪体制的にも速やかな対応や交差点の処理だけを実施することは困難な状況にあり、一方では増加する除雪費予算にも限界があるなど、様々な課題がありますが、実現可能な交差点の雪処理の強化を検討する必要があります。



## ○要望処理体制の強化

令和2年度の除雪企業アンケートでは、要望対応に苦慮しているとの回答が多く寄せられています。令和2年度に導入した除雪車両運行管理システムにおいて、要望対応のシステムを構築し、事務的負担の軽減に努めてはいるものの、要望対応に追われ本来業務に影響がでている、あるいはモチベーションの低下に繋がるといった意見があります。

除排雪作業と要望処理の分業化などによる作業の適正化を進めるため、要望処理体制の強化や負担軽減についての検討が必要となっています。

## ○雪処理施設配置計画の見直し

現計画では、大雪時にも対応可能な雪処理量 750 万立方メートルの雪処理施設を確保するものとして、市有地や河川敷地、民間遊休地を雪堆積場として使用していますが、公園や河川敷の整備、民間遊休地の売却、市有地の再利用などにより、使用できなくなってきました。

雪堆積場は騒音や振動、交通渋滞などを呼び起こす迷惑施設とされており、新たに設置することは大変難しいことですが、排雪作業の効率化に繋がる雪処理施設の確保や、地域の雪は地域で処理するなどバランスのとれた施設配置に見直しをする必要があります。

## ○敷地内の雪置き場確保と融雪施設設置

敷地内の雪は敷地内で処理することが基本となりますが、敷地内に雪を置く場所を確保できない場合には、雪堆積場などに運搬するか、家庭用融雪機や融雪槽、ロードヒーティングなどの雪処理施設を設置して処理しなければならないため、雪堆積場の処理量の増加や道路への雪出しに繋がることが懸念されます。

本市では、家庭用の融雪槽やロードヒーティングなどを設置する場合に費用の一部を補助する制度を設けていますが、市民ニーズが非常に高く、除雪労力の負担軽減や敷地内の雪処理の円滑化に加え、道路への雪出し防止や間口の雪処理等、相乗的な効果が期待できるため、補助金の財源確保に努め事業の推進を図るとともに、雪置き場や融雪施設の設置を促進する取組について検討が必要となっています。



## ○支援制度の充実とパートナーシップ

支援制度については、市民活動課の町内会等活性化事業や地域まちづくり課のまちづくり推進事業を活用して、市民委員会や町内会単位で地域除雪活動に取り組んでいるほか、支援制度を活用せずに地域独自に取り組んでいる団体等もありますが、支援制度の除雪に関する活用は年間数件で推移し、支援を受けることも考えたいが現行制度に適していないとの声もあります。

本市は生活道路の道路脇に雪を積みきれない場合に排雪作業を行っていますが、他都市では市民と行政が費用を負担し合うパートナーシップ制度に取り組んでいる事例があります。

パートナーシップ制度については、新たな負担発生に対して市民の理解を得ることが難しいことに加え、町内会未加入世帯との不公平感といった課題もあるため、慎重に検証する必要があります。

そのため、現行制度の見直しや拡充に加え、地域と行政が費用を負担し合う新たな制度の導入など、支援制度の在り方について検討が必要となっています。

## ○警察と連携したパトロールの強化と条例の必要性

道路への雪出しや路上駐車は、道路法や道路交通法で禁止されており、本市では、市民や除雪企業と協力して合同パトロールや啓発活動など、除雪マナーの向上に努めていますが、そのような活動には限界があり、悪質な場合には警察に通報するなど連携を図っているものの、取り締まることまでは難しい状況にあります。

道路法や道路交通法に定めがありますが、雪出しや路上駐車禁止に関する事項を条例化している都市も一部であるため、既存の取組の強化や新たな取組の導入、あるいは条例化について検討が必要となっています。



### ○自助・共助の取組の連携

福祉除雪サービスや地域除雪活動、地域住民による住宅前道路除雪、地域の除雪・排雪事業などの自助・共助の取組については様々な事業がありますが、共通した課題として地域やボランティアなどの活動の担い手不足や高齢化が深刻であり、それぞれ事業主体や担当課、予算などが異なる条件下にある中で、これまでどおり取組の特色を活かしながら継続、あるいは各取組を連携させ互いに強化するなど、情報を共有しながら検討していく必要があります。

### ○支援制度の拡充と利用促進

道路除雪作業時にかき分けて発生する置き雪を、除雪が困難な世帯を対象に間口に残さないように配慮する住宅前道路除雪事業は、対象世帯数の増加により、除雪企業から「作業に手間がかかり、通勤・通学までの除雪作業の完了が困難となる場合があり、本来の道路除雪作業に支障を来す」といった意見があり、令和元年度に試行的に一部の町内会で置き雪の処理を行い、令和2年度から地域住民による住宅前道路除雪を新たな事業として取り組んでいます。

現在は、この地域住民と除雪企業の作業を併用していますが、道路除雪作業の負担軽減による作業の効率化がなされるよう取組の拡大を推進する必要があります。対象世帯の理解と協力町内会等の拡大のため、更なる周知の強化や学生や企業ボランティアなどによる協力団体の拡大の検討なども必要となっています。



### (3) 中間見直しの進め方

#### ○ 審議会の設置

旭川市雪対策審議会は、学識経験者や関係団体、公募市民など 15 人で構成され、様々な立場の視点から、本市の雪対策に関する現状と課題の抽出や、これからの雪対策の在り方についての議論を重ねながら、計画見直しの方向性や計画改定案の審議を行いました。

#### ○ アンケート調査結果の反映

多くの市民の意見を反映した計画とするため、地区除雪連絡協議会の会員である町内会長を対象として令和元年度に実施したアンケート調査結果を参考としています。

#### ○ パブリックコメント（意見提出手続）などの実施

- パブリックコメント（令和3年11月22日～12月23日）
- 地区除雪連絡協議会での説明会（令和3年11月9日～21日）